

## 磐田市の国民健康保険税率のあり方について

### 1 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問（令和2年8月）

#### 【趣旨】

磐田市国民健康保険事業の安定的な運営が継続できるよう、今後の当市の国民健康保険税率のあり方について、協議会の意見を求めるもの。

#### 【前提条件】

- (1) 令和4年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。
- (2) 県国保運営方針に沿った対応を検討する。

#### 【諮問事項】

- (1) 被保険者にとって過度な負担増とならないよう配慮をした、段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法について
- (2) 令和4年度税率案について

### 2 令和2年度 運営協議会での協議概要（合意事項）

#### （1）被保険者の負担感と県運営方針の双方に配慮した税率等の改正計画

「2年ごと4回」若しくは「3年ごと3回」など複数回の改正で、県が示す標準保険料率に本市の税率を段階的に近づける。

#### （2）賦課方式の見直し（資産割の廃止）

一度の改正で資産割を全廃すると、資産割の比重が高い本市では、資産割のない被保険者世帯への負担が大きいことから「段階的に見直す」ことを基本とする。

### 3 令和3年度協議の進め方（税率改正までのスケジュール案）

時期	内容
令和3年 5月～7月	<b>第1回 運営協議会（5/27）</b>
	3回または4回の改正で、段階的に歳入不足を解消する税率改正案とともに被保険者一人あたり調定額やモデルケースにおける試算など被保険者にかかる影響などを示しながら協議を行い、答申案を検討する。
	<b>第2回 運営協議会（7/1 予定）</b>
	歳入不足解消までの税率及び賦課方式の改正計画案と令和4年度の税率案を提示し、答申案の取りまとめを行う。
8月	<b>第3回 運営協議会 磐田市の国民健康保険税のあり方についての答申決定</b>
	段階的かつ中長期的な税率（賦課方式）の改正計画及び令和4年度税率案について答申を決定する。
9月～10月	議員懇談会（議員勉強会）
11月～12月	11月議会に国民健康保険税条例改正案を上程 ⇒ 議決・条例改正
令和4年4月	税率改正施行（4月1日付け）
7月	令和4年度 当初納税通知書発送

#### 4 現行税率と標準保険料率の乖離

標準保険料率は、市町が県に納める事業費納付金の財源を賄うために必要な理論上の保険料率で、法令等で定められた統一のルールに基づいて県が算定します。

令和3年3月末現在の本市の国保被保険者（35,161人）を対象に、現行税率に基づく調定額と標準保険料率に基づく調定額を比較すると、調定額は全体で約7億円、被保険者一人あたりでは約2万円の差が生じています。

##### 現行税率（令和3年度 磐田市税率による調定額）

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	4.40%	30.00%	19,800円	21,600円
後期分	1.40%	5.00%	7,200円	6,600円
介護分	0.90%	4.50%	6,000円	4,200円
計	6.70%	39.50%	33,000円	32,400円
賦課割合	53.20%		46.80%	
調定額	31億3,802万円（1人あたり：89,247円）			

##### 標準保険料率（令和3年度 磐田市標準保険料率による調定額＝本来賦課すべき国保税）

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.60%	—	26,264円	18,443円
後期分	2.55%	—	10,050円	7,057円
介護分	2.29%	—	16,506円	—
計	11.44%	—	52,820円	25,500円
賦課割合	53.76%		46.24%	
調定額	38億4,572万円（1人あたり：109,375円）			

##### 差

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	-2.20ポイント	30.00ポイント	-6,464円	3,157円
後期分	-1.15ポイント	5.00ポイント	-2,850円	-457円
介護分	-1.39ポイント	4.50ポイント	-10,506円	4,200円
計	-4.74ポイント	39.50ポイント	-19,820円	6,900円
賦課割合	-0.56ポイント		0.56ポイント	
調定額	▲ 7億 770万円（1人あたり：▲ 20,128円）			

## 5 税率（賦課方式）の改正案

### （1）改正案の概略

標準保険料率（令和3年度）に対して、4回の改正で近づける「案1」と3回の改正で近づける「案2」は【資料2】のとおり。

	R3 標準保険料率に近づけるまでの改正回数	改正一回あたり増加額（平均）	資産割廃止までのスケジュール
案1	4回 (R4・R6・R8・R10)	全体：約1.7億円 被保一人あたり：4,890円	改正3回目 (令和8年度) で全廃
案2	3回 (R4・R7・R10)	全体：約2.3億円 被保一人あたり：6,520円	改正2回目 (令和7年度) で全廃

改正3回の場合、被保険者一人あたりの国保税調定額は、改正4回の場合と比較すると改正一回あたり1,630円（33.3%）高くなる。

### （2）改正案による試算

各改正案による改正1回目（令和4年度税率案）の「増減額と世帯数」は【資料3】、「モデルケースにおける試算表」は【資料4】のとおり

	国保税が減少する世帯			国保税が増加する世帯		
	世帯数	割合	平均減少額	世帯数	割合	平均増加額
案1	5,234世帯	23.7%	10,157円	16,888世帯	76.3%	13,078円
案2	5,304世帯	24.0%	13,997円	16,818世帯	76.0%	17,863円

両案とも国保税が減少する世帯、増加する世帯の割合は大きな違いはないが、平均減少額・増加額は案2が案1を36%～38%ほど上回る。

国保税（年額）が減少する又は増加額が3万円以内の世帯は、改正4回の場合には全体の90.9%、改正3回の場合には全体の85.7%となる。